

平成20年度第3回帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成20年12月19日（金）午後1時30分から

場 所：帯広市役所 10階 第6会議室

出席委員：土谷会長、野村副会長、市原委員、菅野委員、キャンベル委員、児玉委員、
後藤（健）委員、竹鼻委員、富井委員、山崎委員、吉田委員

（以上11名）

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

諮問書の交付

河合副市長から土谷会長に諮問書が交付されました。

諮問事項

帯広圏都市計画道路（3・3・47 学園通ほか2路線）の変更

学園通の事業実施に伴う詳細設計の結果、橋梁部の地覆と橋台及び排水工の位置及び形状が決定し、区域が確定したことから、一部区域を変更するとともに、字名改正により終点の位置表示の変更を行い、ほか2路線については車線の数を定めるものである。

○ 諮問事項に係る審議

上記の諮問事項について審議が行われ、異議なく承認されました。
諮問事項について委員からの意見・質疑などはありませんでした。

協議事項

建築基準法第51条ただし書きの規定による「その他処理施設」の敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定により特定行政庁（帯広市）が、北海道都市計画審議会の議を経てその施設の位置を決定することになるが、事前に帯広市都市計画審議会の意見を伺うものである。

○ 協議事項に係る審議

上記の協議事項について審議が行われ、異議なく承認されました。
委員からのご意見等は以下のとおりです。

（委員からの主な意見・質疑）

【委員】 施設の処理目的と処理量の関係について、破碎が30ト/日、木くずが12ト/日ということですが、現状、管内の対象となっている処理（廃棄）量はどれくらいあるのでしょうか。

特に管内で排出されているものを、他の地域に運び込んでいるのか、また、（施設の完成により）管内にあるものを全量処理できるのでしょうか。

或いは処理能力として余力があり、今後他地域から（産業廃棄物が）入ってくる可能性はあるのでしょうか。

【事務局】 十勝管内から排出される農業プラスチックについては、現在ほとんどを苫小牧市に運搬し処理されております。

市内での（農業プラスチックの）発生量につきましては、年間2,700ト、管内全体では、年間10,300トと推計されております。

本施設の完成により、（農業用プラスチックの）市内発生分につきましては、すべての処理が可能となります。

また管内発生分については、約7割弱の受け入れが可能と想定されます。

【委員】 (施設が完成しても)処理能力的にはまだ(管外に)運び出さなければならぬのが今の実態ですね。

敷地の周りは緑地帯になる予定とのことですが、今後、先ほど話があったように、管内ではまだ3割程度が残ると、そうすると今後、工場の増設、既存施設の増設などを考えているのか。

また、その時点(施設等の増設)で管外から廃棄物が持ち込まれる可能性があるのかについてお伺いしたい。

【事務局】 いま私どもの方で聞いているのは、基本的には管内のものを処理したいという希望をもっており、管外からの受け入れについては今のところは考えていないと聞いております。

【委員】 将来、新たに施設を増設する予定はあるのでしょうか。

【事務局】 現在のところ、これ以上の増設は考えていないと聞いております。

【委員】 今回の施設はリサイクルではなく固めたり砕いたりとかの処理を行うとのことなので、リサイクル施設ではないのですね。

【事務局】 基本的に今までは焼却専門の施設です。

これからこの施設では、リサイクルのための分別をしようと、燃やさなければならぬものだけ燃やし、その他のものについては、出来る限りリサイクルしていきたいと聞いております。

その施設の中の一つに、RPF()という固形燃料を製作することや、土砂などにつきましては殺菌などを行い農家に還元するという事で出来る限りリサイクルをしていこうと言う考え方をしております。

【委員】 申請区域というオレンジ色で塗ってある図面を拡大したものが配置計画図だと思うのですが、既存(施設)があるということは、既に平成16年に一時的に許可がされていると思うのですが、これを改めて全体をこうします(申請する)と言うことが理解できないのですが。

【事務局】 平成16年度当時は既存施設(焼却・汚泥乾燥施設など)だけの敷地の位置として(許可を)取ってございましたけども、今回は増設ということで既存の施設も含めて全体で変更と言うことになっております。

【委員】 既存施設の建設時には許可を受けていなかったのですか。

【事務局】 いいえ、許可を受けております。

【会長】 今回は、変更になったということですか。

【事務局】 今回の計画は、全体を一つの計画と見なし、過去の物(平成16年度に許可を受けた施設)については「既存施設」という扱いをしていただきたいという北海道からの指導もあり、全体の中の既存(施設)という受け止め方で、計画そのものは今回全体を出して、予定施設だけの許可を得ると言う計画になっております。

【委員】 一般的にはこういうのは有り得るものなののでしょうか。

「既存施設」まで含めてもう一度許可を申請するという事の理由がよく理解できないのですが。

【事務局】 「既存建物」の許可を再度得るものではなく、関連性があるので全部を一体で説明をし、予定施設の許可をもらうということです。

【委員】 許可申請をしているということですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 全体計画を見せると言うことであればサブ資料でいいわけで、許可を申請するなら、(既設建物以外の)残りの部分で申請するのが一般的だと思うのですが。

【事務局】 この施設につきましては、この処理施設の敷地の位置を定めるということで、「既存施設」がその位置となっているので、今回全体の、先ほど説明がありましたが、全体の処理計画と併せて、この全体の敷地を産廃処理施設の位置とし

て定めると言うことで全体を定めると言うことになっております。

【委員】 最初から全体計画があり、今回やるようになったから申請をしたと思っているのですが。

【事務局】 私どもが聞いているのは、将来的にこのようなりサイクルをしたいとは聞いておりましたけども、こういう青写真（配置計画）があったわけではありません。

【委員】 青写真（配置計画）は無かったとしても構想があったと思うのですが。

しかし、やらないものまで許可を取るわけにはいかないので、それで先に平成 16 年度にやろうとするところの既設施設の許可をとったのであって、今度は予定施設もやるので許可を取るということではないのですか。

【事務局】 始めからリサイクルということで考えていたようですが、現状そこまで行っていないということです。

【委員】 やらないものまで許可を取れませんし、いまやろうとしているから許可を取ると言うことですね。

【事務局】 そうです。

【委員】 先ほどから気になっていたのですが、またその近くでリサイクル施設を作りたいと言うことで、施設が広がっていったことに対し、本当にその地域の農家の方たちが合意されたと、さっきお伺いしましたが、本当に問題なく合意されたのかお伺いしたいのですが。

【事務局】 地域では、この地域を開発していただきたいと願っている地域でありまして、それを願っているのが「中島地区開発期成会」と申します。

また、「中島町内会」と、その隣接した農家の方も快く同意していただき、地域として全く反対はないと思っております。

【会長】 問題はないということですね。他になにかありますか。なければ、異議なしと認めてよろしいでしょうか。

「異議なしの声」

【会長】 ではそのように決定します。

（４） その他事項

都市計画道路の見直しについて

都市計画道路の計画決定から長らく時間が経過した路線について、近年の人口減少、少子高齢化の進展、厳しい経済環境等の社会情勢の変化から、決定時の位置づけや必要性に変化が生じている可能性があることから、必要性や実現性について検証し、見直しを作業を進めており、その報告を行った。

委員からのご意見等は以下のとおりです。

【委員】 今後のスケジュールの中で、道路密度の減少とか将来交通需要推計の減少などのこれらの資料は、いつの時点で示していただけるのでしょうか。

先ほど、大まかな各路線毎の話は聞いたのですが、最終的に判断するにしても、そういうデータに基づいた上で、判断していきたいと思っております。

【事務局】 現在各路線毎の方針策定に向けて課題等を整理してございます。

それと交通量推計につきましては、本年 3 月に策定されました「帯広圏都市交通マスタープラン」において、新しい道路網による交通量推計が出ておりますので、今回の見直しによって路線の新たな廃止とか、4 車線から 2 車線に変更になった場合交通量がどのように変化するのか、今その検証を行っている段階でございます。

早い段階で都市計画審議会に検証結果をお示しして、それから見直し素案の

公表に向けて参りたいと思っております。

【委員】 『見直し効果』と『建築制限について（都市計画法第53条）』に関して、先ほど将来に向かって、いわゆる「都市計画法第53条の撤廃」というところが書いてあり、その制限の撤廃のところに、「このような建物などは建てられません」といった、都市計画決定された都市計画道路の区域内にいる人が、建築の制限を受け、「こういう計画はやっちゃいけませんよ」ということだと思うのですが、制限の撤廃による土地の有効利用というのは、見直しをして、「それが外れた人の制限を撤廃することにより有効利用できますよ」という、あえて逆の言い方をしている話だと言うことでしょうか。まずそれが一点です。

次にそれをやることによって住民感情からトラブルなどを想定されているのでしょうか。

地域の方々がどれくらい我慢してきたかわからないのですが、これを見直したときに、トラブルが起きそうなことがないのでしょうか。

帯広市の方でどのように考えておられるのか聞いておいたほうがいいと思います。

【事務局】 （「都市計画道路の見直し」は）まさに全国的な問題になっておりまして、帯広市で一番古い都市計画決定は、昭和19年です。既に64年経っております。

昭和19年に都市計画決定で幅員を決定したのに事業を実施していないところがまだ残っています。

例えば先ほどお話したような3階以上、地下を有する建物などの永久建築物が建てられないという私権制限がされています。

これは、帯広市に限らず全国にあり、裁判になっているケースもあります。

今までは、裁判は公の方が強く、公の方が強い結果が出ているのですが、最近、裁判事例も含めて見てみますと、民のほうが強くなっています。

そこで「都市計画道路の見直し」に着手しないとそのうち逆転敗訴するような状況になりかねず、また、最高裁で意見が出たこともあり、国土交通省の方で、いろいろと動きだしております。

それで今、（委員が）心配されることは正にそのとおりで、いろいろな意見があります。

極端なことを言えば全く相反する意見があって、「長らく都市計画決定して自分の土地がつかえない」、「やめるのだったら早くやめてほしい、どうせやらないでずっと放置されるなら、自分の土地を早く使えるようにしてほしい」という意見と、「ずっと使えないようにいままで縛っていたので、早く責任とってやってほしい。そして早く補償がほしい」と端的に言えば、この二つは全く違う意見としてありますね。

ですから、実際、まだ住民の方々に説明していないので、どういう論議になるのか、今ここでは答えようがないのですが、かなりの意見は出ると思っております。

そういう中で先ほど可及的なようなことで東大通（東4条）をこのようにしますとか、弥生新道の線形をこのように変更しますとか、これは一つの例としての考え方を述べているのであって、これはまだ決定しておりません。

例えばこれから東大通（東4条）については、これから説明会に入る予定ですが、それぞれの地権者から様々な意見があり、実施できない状況もでてくると僕らは思っております。

そういう中でどのように進めていくか、すんなり決まることもあるし、意見も出ることもあると思うので、説明しながら私どもの意見を言って、（住民の）意見もしっかり聞いた中で、方針を決めていくしか進め方は無いだろうと思っております。その中で相当な意見が出ることは想定しております。

【会 長】 「都市計画見直し検討路線図」で説明したのは、あくまでも現時点の予定であり、これが変更されることも充分あるし、また別の路線が出てくる可能性があると思うのですが、説明するときに、地図がないと話がわからないのでそういう形で説明したのであって、このとおり実施する話ではないと思うのです。

おそらく今の説明はケースバイケースで行くしかない、その後、全国的な大きな流れでやらざるを得ないというところもあると思います。

どこもたぶん交通量が減ってきたりすると見直しそれから財源の問題、これからは人口も減少という、(人口減少を想定した)計画はかつてほとんどやったことがないですから、いろいろと大きな問題がでてくると思います。

【委 員】 今後のスケジュールからすると、見直し方針の決定は、平成 20 年度ですよ、パブコメが平成 20 年度中ということだったら比較的早い時期にいま提示された路線について考え方の整理をしてしまうことですよ。

【事務局】 たしかに残り 3 か月ほどしかないのですが、具体的に申しますとパブコメを 3 月に予定しておりますので、2 月に都市計画審議会を予定しまして、その時に、パブコメの内容をお示ししてご審議をしていただきたいと考えております。

先ほどの交通量の基礎データなどについては、昨年総合交通体系調査の資料を、まだお示ししておりませんが、これから再度検証した上でお示ししていきたいと思っております。

【事務局】 見直し方針の素案でパブコメを実施し、それから地元説明会ですが、そこで合意形成が図れなければ、その先進めないわけです。

一応、方針・進め方については、方針は出しますが、これが全て方針どおり決まる訳ではないということです。

【委 員】 「『見直し効果』と『建築制限について(都市計画法第 53 条)』」の件で、理解できなかったので再度確認したいのですが、この都市計画法第 53 条の建築制限の撤廃ということ、つまり制限を撤廃することにより出来ることになるのですよね、これを今まで制限していた理由を教えてください。

【事務局】 将来、道路ができるので移転補償費を発生しないようにするために行っております。

先ほど、私がお話したとおり、住民、土地地権者の立場からすると「土地の補償費はいつ入ってくるのか」という話で、それを待っている人もいますのでその為、見直しをするに当たっては話が複雑になります。

「RPF」: Refuse Paper & Plastic Fuel の略称であり、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料です。

○ 以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。